

地域創生コラボレーションプロジェクト企画運營業務 仕様書

1 委託業務名

地域創生コラボレーションプロジェクト企画運營業務

2 業務目的

全国的な少子高齢化及び人口減少が進展するなか、兵庫県では、人口減少下においても地域が活力を維持し、県民が将来への希望を持てる社会を実現するため、「兵庫県地域創生戦略」を策定し、若者の県外流出拡大、出生数の減少加速、地域間格差の拡大などの課題解決に向けた様々な施策を実施している。

本事業では、地域活性化に熱意や興味のある人々（移住者含む）の交流プラットフォームを構築し、活性化の取組の更なる創出や横展開を進めることにより、地域の課題解決や新たな価値創出に繋げることを目的とする。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日

4 事業費

金 13,002,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務概要

兵庫県（以下「委託者」という。）から本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、事業を実施すること。

第三期兵庫県地域創生戦略（2025～2029）の基本理念のもと、地域創生の実現に向けて重点的に取り組むべき課題への対応を「戦略推進プロジェクト」として設定している。そのなかにおける「五国のご縁（五縁）プロジェクト～地域や人をつなぎ、新たな価値を創出～」の内容を理解し、地域活性化に熱意や興味のある人々に向けた魅力的な企画・デザインを提案し、委託者と協議して実施すること。

（1）運営体制

受託者は、地域活性化に意欲のある県民が構想している取組や、地域創生に取り組む事業者、大学、団体に関する最新の動向について、十分把握していること。

（2）スケジュール（下記日程を目安に実施すること）

- 4月 地域創生フェス 2025 オンライン説明会・ワークショップの開催
地域創生フェス 2025 参加登録（タイトル申請）
- 5月 地域創生アドバイザーのアサイン、伴走支援（～8月）
- 7月 地域創生フェス 2025 参加登録（本申請）
- 8月 地域創生フェス 2025 の開催
- 9月 公民連携支援選定審査会
- 12月 地域創生アイデアソン 2025 の開催（淡路予定）

(3) 事業内容

ア 地域創生フェス2025の開催

県民、事業者、大学、団体、市町など、地域創生に取り組む各主体の地域を超えた交流の場を創出し、意欲ある県民が構想している取組や、市町が抱える課題、事業者の社会貢献方針などを発表・共有・マッチングする。

(ア) 時 期 令和7年8月下旬のうち1日開催

(イ) 場 所 神戸市内（対面）KIITO ホール・ギャラリー想定

(ウ) 参加者 地域活性化に熱意や興味のある県民や事業者、大学、団体、市町等
200名程度

(エ) 内 容 下記業務についての企画・開催・運営を行う。

提案にあたり、記載事項を参照しつつ、より効果的な実施手法がある場合は、その具体的な内容について提案すること。

【ステージ】

- ① 特別講演 地域創生の最前線で活躍するキーマンによる事業展開のノウハウ
- ② シンポジウム 地域創生の先行事例、事業者、市町などによる取組発表
- ③ マッチング フロアでのマッチングに加え、フェス全体を通じたマッチング

【フロア】

① 地域創生セッション

セッション別（教育、環境、起業など）にイベントスペースを設け（3カ所程度）、a～cを行う。

a 地域創生に取り組む県民、市町、事業者、団体等の交流

b 地域創生にかかる取組アイデアの発信や提案内容に対する意見交換

c 事業支援パートナーとのマッチング

（資金や物資、実践フィールドの提供など、事業支援に前向きな事業者（パートナー）や、アイデアの磨き上げに共同して取り組む事業者（サポーター）とのマッチング）

② 地域創生にかかる成功事例や、新たな提案にかかるポスター掲示

(オ) その他

① 地域活性化に熱意や興味のある企業や大学等研究機関等に対して、(a) 地域活性化にかかる事前ヒアリングや、(b) 地域創生フェスへの参加促進、(c) アイデア提案者へのフォロー（資金や物品協賛、実践フィールド等の提供）等にかかる一連の調整を行う。

② 地域創生フェスへの集客及びレビュー（アーカイブ）を想定した、(a) 地域創生フェス専用特設ページを作成・管理運営、(b) 地域創生フェスの広報（主なターゲット層：20～40歳代に合わせた広報、広告手段の活用）を行う。

③ フェス終了後は、実績報告および効果分析を行う。

④ 地域創生フェスにおいて、地域創生に資する先導的取組や他への波及が期待される取組に対し、公民連携により事業立ち上げ支援のための事業費の一部を

支援する。については、支援先を審査、決定するための「公民連携支援選定審査会（9月、委員5名程度）」を開催する。

イ ひょうご地域創生フェスにおける企画提案に向けた伴走支援

アイデアの磨き上げや支援パートナー確保に向けた訴求ポイントの強化を図るため、先駆的に地域活性化に取り組む実践者（地域創生アドバイザー）からの助言を受けることができる。

対象者のフェーズや得意不得意に合わせた個別支援のため、質の高い企画や人材の育成に繋げる。

(ア) 対象者 地域創生アイデアを提案し、フェスへの参加意向のある者（地域創生フェス2025へのタイトル申請済み）10～20名程度

※地域創生アイデア応募者（プレエントリー）を対象とする説明会・ワークショップを開催し（4月）、地域創生フェスのねらいや概要、タイトル申請方法や伴走支援内容等に関する理解を促す。

(イ) 支援期間 令和7年5～8月の4か月

(ウ) 支援内容

① 実践者とのオンラインによる企画提案、フェスに向けたプレゼン準備（1時間/回、月2回程度）

② オンラインワークショップ（2時間/回、月1回）

助言を受けている者同士のワークショップを通じて、自身の企画内容が価値のあるアイデアとなるよう、仲間同士で切磋琢磨しながら企画内容を磨く。

ウ 地域創生アイデアソンの開催

地域活性化に熱意や興味のある人々（移住者を含む）の交流機会を通じて、地域活性化に資する取組アイデアの提案や意見交換を行うための「地域創生アイデアソン」の企画、運営を行う。

(ア) 時期 令和7年12月のうち1日開催

(イ) 場所 淡路地域（対面）S-BRICK 予定

(ウ) 参加者 地域活性化に熱意や興味のある人（移住者含む）約20～30名

(エ) 内容

① 講演

地域創生の最前線で活躍するキーマンによる事業展開のノウハウ等

② ワークショップ

参加者同士のアイデア提案や意見交換等を通じて、地域課題の解決に資する事業のノウハウの共有や、次年度の地域創生アイデア募集に向けての準備を行う。

(オ) その他

当日までに参加者同士のオンラインミーティングを4回程度行う。

打ち合わせの内容は、参加者等関係者に共有する。

6 その他

- (1) 必要に応じて、地域創生フェス登録者からの質疑応答に対応すること。
- (2) 本事業で作成する専用 Web ページの運用・保守に関する費用は委託契約に含めること。なお、県が管理する HP を利用することも可能とする。
- (3) 本事業の履行期間満了後（R8.3.31）は、委託者が継続して本事業を遂行できるように必要な措置を講じるため、業務引継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。
- (4) 事業終了後は、結果報告と業務の効果検証を行うこと。
- (5) 本事業で制作する専用 Web ページ等への広告掲載は認めない。
- (6) 提案にあたり、記載事項を参照しつつ、より効果的な実施手法がある場合は、その具体的な内容について提案すること。
- (7) 「第三期兵庫県地域創生戦略」に基づいた中期的な提案をすること。但し、次年度以降の事業継続については未定です。
- (8) また、提案にあたり、第三期兵庫県地域創生戦略（2025～2029）を参考とする場合は、以下の URL を参照すること。

＜第三期「兵庫県地域創生戦略（2025～2029）」について＞

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/2025chiikisousei/sennryaku.html>

7 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ア 本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- イ 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を委託者に提出すること。

(3) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(4) 業務の履行に関する措置

- ア 本業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- イ この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ウ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(5) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品にかかる著作権、所有権は、委託者に帰属し、委託者は当該成果品を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。

(6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

ア 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。

イ 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

ウ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

(9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(10) その他

ア 受託者は業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

イ 受託者は委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。

ウ 本業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。

エ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。

オ 委託者は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する委託者の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及

び支出について証拠書類を整理しておくこととする。

カ 委託者は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。

キ 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払いを請求することができる。

ク 精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

ケ 本業務終了後、確定した支払金額を上回る額が既に前金払いされている場合には、超過分を委託者に返還するものとする。